

ハンセン病問題 ～家族原告の声～

このたび、真宗大谷派大阪教区教化委員会におきまして、「ハンセン病問題～家族原告の声～」をテーマにパネル展を開催致します。

国が「らい予防法」を制定し、「**ハンセン病患者絶対隔離政策**」を**1996年までの約90年間に渡り続けてきたこと**の罪責は決して小さなものではありません。それは2001年の「らい予防法違憲国家賠償訴訟」の熊本地裁での勝訴により顕かになり、国は加害責任を認めました。そしてその後の一定の施策の契機ともなりました。しかし、国の絶対隔離政策は、患者の家族たちの人生にも多大な被害を与え、地域社会では患者も家族も同等に偏見差別を受けました。また**患者と家族には、人格形成や自己実現が失われるといった人間の尊厳に関わる人生被害**も指摘されています。

熊本地裁は一昨年（2019年）6月28日、ハンセン病回復者の家族による国に対する謝罪と損害賠償を求めた裁判（ハンセン病家族訴訟）において、原告勝訴の判決を下しました。国は「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（ハンセン病補償法）を施行しハンセン病元患者家族の補償に当たっていますが、家族申請数は厚生労働省の推計家族人数約2万4千人の3割弱程度に留まっています。このことは、まちがった政策があまりにも長く続いたこと、それにより、とるべき啓発活動があまりに不十分であったことを示しており、ハンセン病回復者、家族の方々に対する**偏見差別は未だに深刻な状況にあるということ**を表しているのではないのでしょうか。

コロナ禍における現在、新型コロナウイルス感染者や家族等に対する誹謗中傷が全国で問題になりました。また自粛警察や同調圧力という言葉もありました。これには多くのハンセン病回復者から「らい予防法」によるハンセン病強制隔離政策下の「無らい県運動」を想起させるという指摘もなされています。ともすれば、我々は誰もが加害者にも被害者にもなりうるのではないのでしょうか。家族原告の声に耳を傾け、同じ過ちを繰り返さないために、ハンセン病問題とは何か共に学んでまいりましょう。

真宗大谷派大阪教区教化委員会「ハンセン病問題を共に学ぶ実行委員会」